

## 平成 30 年度 財政援助団体等監査（出資団体監査）実施計画

### 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき、本市が出資している者などに対し、出納その他の事務の執行について、その目的に従い、適正かつ効果的に行われているか、また、その所管課からの指導等が適正に行われているかについて、次のとおり監査を実施する。

### 2 監査の対象

- ① 対象団体 公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団
- ② 所管課 新潟市文化スポーツ部文化政策課

### 3 監査の目的及び着眼点等

#### (1)目的

本市は、平成 29 年 3 月に策定した「新潟市文化創造交流都市ビジョン」の中で、その基本理念として「文化芸術が有する創造性を活かしてまちづくりを進め、市民がいきいきと暮らし、将来にわたって、まちが活性化する新潟市を目指す」を掲げ、新潟市に暮らす全ての人が誇りと愛着をもてる「文化創造交流都市」を目指して、各種文化施策に取り組んでいる。

本市の文化施策の歴史を振り返ると、平成 10 年に芸術文化の中核施設である「新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）」が、平成 16 年には、みなとまち新潟を発信する「新潟市歴史博物館（みなとぴあ）」が開館する等、文化の創造拠点が整備されてきた。

また、平成 28 年 4 月には、地域文化の発展を牽引する文化芸術の専門家による組織として「アーツカウンシル新潟」が設立され、持続的な文化創造都市の推進を図る体制が構築された。

この中で、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団は、平成 3 年 7 月に本市の 100% 出資により設立され、上記の文化の中核 2 施設の管理を開館当初より管理受託（現在は指定管理）を行うほか、アーツカウンシル新潟の運営についても行う等、本市の文化施策の中心的な担い手として大きな存在感を発揮している。

このため、同財団を対象に、出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか、また、様々な課題への対応や安定的な経営の確保に向けた取り組み状況等を検証するために、次の点に留意し、出資団体監査を実施する。

## (2)着眼点

### ①出資団体：新潟市芸術文化振興財団

- ・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・経営成績及び財政状態は良好か。
- ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・財団に係る出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・財団の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取り組み（自主財源の確保、プロパー職員の育成等）はどうか。

### ②所管部局：文化スポーツ部文化政策課

- ・財団の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・財団と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

## 4 監査対象事務

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに執行された出資その他の事務事業。ただし、必要があると認められる場合は、監査対象期間の延長及び過年度遡及とするものとする。

## 5 監査実施期間

平成 30 年 5 月 24 日から平成 31 年 3 月末まで

## 6 監査の方法

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等を実施する。

## 7 監査体制

職員（事務局次長補佐ほか）5 名体制とする。新潟市芸術文化振興財団や所管部局との対応は分担して行い、必要に応じて他職員の協力を得る。なお、非常勤職員（公認会計士）には着眼点、監査手続、財務諸表等の分析、現地監査について適宜助言等を得る。